

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、相模原市職員措置請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年3月8日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 坪 井 廣 行

《職員措置請求の内容》

相模原市職員措置請求書

相模原市長加山俊夫ほか関係機関に対する措置請求

第1 請求の要旨

1 監査請求の対象者

平成22年度の政務調査費を受け取った新政クラブの代表者久保田義則

2 監査請求の対象事項

(1) 政務調査費について

相模原市は、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例にもとづき、相模原市議会における会派又は会派に属さない議員に対して、政務調査費を交付している。

交付の方法は、毎年度、原則として4月から9月までの月数分を4月に、10月から翌年3月までの月数分を10月に交付するものとされている（条例第5条）。

政務調査費の使途は、別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない（条例第6条）。

政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務調査費に係る収支報告書に領収書等の証拠書類その他議長が定める書類を添えて議長に提出しなければならない（条例第8条）。

政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するために必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない（条例第10条）。

(2) 政務調査費のうち「資料購入費」の内容について

条例第6条が規定する「使途基準」は、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程第8条の「別表」に定められている。

この「別表」に、「資料購入費」の項目がある。この項目の内容は「調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」とされ、「主な支出項目」として「図書代、新聞、雑誌購読料等」と例示されている。

「平成 21 年 4 月版相模原市議会政務調査費マニュアル〈改訂版〉」のⅡ「使途基準の運用指針」によると、2 実費弁償の原則（5 頁）において「政務調査費は社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。」と明記している。

（3）新政クラブにおけるゼンリン「住宅地図」購入費

平成 22 年度政務調査費収支報告書において、新政クラブは、「資料購入費」として、ゼンリン発行「住宅地図」購入費を以下の 3 回計上している。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ①平成 22 年 9 月 1 日 | 104,945 円 |
| ②平成 22 年 9 月 9 日 | 152,245 円 |
| ③平成 22 年 11 月 16 日 | 10,143 円 |

上記 3 回の「住宅地図」購入費の内訳は、9 月 1 日に、相模原市全 7 区域の地図を 1 セット 7 冊購入した他に、重複してさらに 14 冊、すなわち 9 月 1 日に 3 冊、9 月 9 日に 10 冊、11 月 16 日に 1 冊購入した代金と、代金の振込手数料である。

（4）新政クラブにおけるゼンリン「住宅地図」購入費のうち、不当な支出は、下記 3 件合計 190,055 円である。

- | | |
|--|--------------|
| ①平成 22 年 9 月 1 日付「住宅地図」購入費 104,945 円から、相模原全 7 区域 1 セット 7 冊分代金及び振込手数料を控除した残額 27,667 円 | |
| （内訳） | |
| 「緑区 3（津久井）」1 冊 | 9,817 円 |
| 「緑区 4（相模湖）」2 冊 | 17,850 円 |
| ②9 月 9 日付「住宅地図」購入費 152,245 円 | |
| （内訳） | |
| 「中央区」 | 5 冊 75,860 円 |
| 「南区」 | 5 冊 75,860 円 |
| 振込手数料 | 525 円 |
| ③11 月 16 日付「住宅地図」購入費 10,143 円 | |

(内訳)

「緑区1 (橋本)」 9,933 円
振込手数料 210 円

3 行為が不当である理由

(1) 昨年度オンブズマンによる措置請求の主張

昨年度、さがみはら市民オンブズマンに所属する会員（以下「オンブズマン」という。）は、上記株式会社ゼンリン「住宅地図」について、以下のとおり主張した。

すなわち、「住宅地図」が相模原市議会議員の調査研究活動のために必要な資料であることについては議論があるところであろうが、オンブズマンは、「社会通念上妥当な範囲」であると考えます。

しかし、「社会通念上妥当な範囲」は、各会派が上記住宅地図を、各1冊ずつ購入する限りにおいてである。調査研究活動のために住宅地図が必要だとしても、各会派に1セット配備しておけば十分だからである。

仮に所属議員が個人専用の住宅地図を必要としているとの理由で購入したものであれば、それは、個々の議員の議員活動、後援会活動、選挙準備活動と混同したものであり、政務調査費として「社会通念上妥当な範囲」を超えるものである。

(2) 平成21年度住宅地図についての監査請求と監査結果

ところで、オンブズマンは、平成21年度政務調査費のうち、住宅地図について、上記理由で、民主クラブには、16万8000円の不当な支出があると指摘し、監査請求した。

これに対し民主クラブは、監査を待たず自主的に指摘の額を撤回し、日本共産党は、オンブズマンの指摘を待たず自主的に住宅地図購入費6万7410円を返還した。

その結果、監査委員は、請求に理由がないものとして棄却した。

オンブズマンが指摘した点について、市議会各会派及び会派に属さない議員からは何の説明も反論もなされず、監査委員は、「政務調査費の充実に疑念を抱かせたのは本意でなく、誤解を招いたものは除外する」とした修正は、市民に対しての説明責任を十分に果たしているとは言い難い、として今後において

は政務調査費の使途に係る市民への説明を十分果たされるよう要望する、という「要望」を付記した。

このような平成21年度の経緯から、オンブズマンは、市議会各会派及び会派に属さない議員において、住宅地図について相模原全7区域1セットのみが「社会通念上妥当な範囲」であることを、理解されたものと考えていた。

(3) 平成22年度の新政クラブの支出について

しかし、今回も、第1の2に指摘した不当な支出が新政クラブによって繰り返された。

平成22年には住宅地図の改訂発行があったことから、オンブズマンは、新政クラブが平成22年9月1日に、相模原全7区域の住宅地図各1部を新たに購入した点については、なお「社会通念上妥当な範囲」であると考えているが、これを超える数量を購入することは、「社会通念上妥当な範囲」を超えたものと考えている。1冊が数千円又は1万数千円もする高価な住宅地図を何冊も購入することは、政務調査費の無駄遣いと言わざるをえない。

4 請求する措置

新政クラブが支出した平成22年度の資料購入費のうち、相模原全7区域7冊1セットを超え重複して購入した住宅地図代金及びその代金の振込手数料合計190,055円を返還すべきである。

第2 請求者

住所 神奈川県相模原市(以下略)

職業 (略) 氏名 (略) ㊟

住所 神奈川県相模原市(以下略)

職業 (略) 氏名 (略) ㊟

住所 神奈川県相模原市(以下略)

職業 (略) 氏名 (略) ㊟

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、相模原市長加山俊夫に対して、新政クラブ平成22年度の代表久保田義則に対し、不当利得返還請求等の措置を求める。

平成24年1月10日

相模原市監査委員 殿

(請求の要旨は、原文のまま記載した。)

事実証明書類(添付省略)

新政クラブの住宅地図の購入に係る次の書類

- 1 平成22年9月1日付け支出書(領収書等証拠書類添付)
- 2 平成22年9月9日付け支出書(領収書等証拠書類添付)
- 3 平成22年11月16日付け支出書(領収書等証拠書類添付)

《監査の結果》

1 請求の受理

本件職員措置請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成24年1月10日付けで受理した。

2 監査委員の除斥

法第199条の2の規定に基づき、稲垣稔監査委員及び関山由紀江監査委員は除斥とした。

3 監査の実施

監査の実施に当たっては、職員措置請求書に記載された事項及び事実を証する書面を勘案し、次のとおり行った。

(1) 監査対象事項

平成22年度に新政クラブが政務調査費を充当した資料購入費のうち、相模原市内全域7冊1セットを超え、重複して購入した住宅地図代金及びその代金の振込手数料は、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年相模原市条例第1号。以下「条例」という。)及び相模原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年相模原市議会告示第1号。以下「条例施行規程」という。)に規定する用途基準を逸脱する不当な充当であり、そのため、市に損害が発生しているか、また、市長は、その損害を補填するための措置を講ずるべきか否かを監査対象事項とした。

(2) 実施の方法

請求人の証拠の提出及び陳述の聴取、議会事務局長及び議会事務局議会総務課長を関係職員とした陳述の聴取並びに平成22年度の新政クラブの会長、幹事長及び政務調査費に関する経理責任者を関係人とした事実関係の確認のための事情聴取を行った。

また、議会事務局議会総務課を担当課とし、関係書類の提出を求め、事実確認の調査を行った。

ア 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成24年1月23日に、請求人から証拠の提出及び陳述の聴取を行った。請求人は、3人のうち2人が出席し、その際、同条第7項の規定に基づき、関係職員2人が立ち会った。

なお、新たな証拠書類の提出はなかった。

イ 関係職員の陳述

平成24年1月23日に、議会事務局長及び議会事務局議会総務課長から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人3人のうち2人が立ち会った。

ウ 関係人の事情聴取等

法第199条第8項の規定に基づき、平成24年1月23日に、平成22年度の新政クラブの会長、幹事長及び政務調査費に関する経理責任者から本件措置請求に係る事実関係の確認のための事情聴取を行った。また、事情聴取の際の発言内容の確認を行うため、平成24年2月2日に、文書による照会を平成22年度の同クラブの会長あてに行った。

4 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、請求人及び関係職員の陳述中()内は、補足を行っている。

(1) 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件職員措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 昨年度、会派ごとに相模原市全域の住宅地図一式を超える住宅地図の購入費に政務調査費を充てることは、選挙活動や議員活動への流用とみなされ不当な支出に当たるという理由で住民監査請求を行ったが、該当の会派である民主クラブは私たちの主張を認め、平成21年度の政務調査費収支報告書の修正を行った。

同じように相模原市全域の一式を超えて住宅地図の購入をしていた日本共産党相模原市議団も(平成21年度の政務調査費収支報告書の修正を行い、)一式を超える分(の住宅地図の購入費に相当する額)を自主的に返還した。

この二つのことは、各会派の間でも私たちの主張である「会派ごとに相模原市全域の住宅地図一式を基準とすること」を認めたものと判断するのが妥

当なものであると考える。

また、各会派の経理責任者と議会事務局は、政務調査費の支出の妥当性について定期的に協議を行っていると聞いているので、このことは、全会派の一致した考え方であると判断をしている。

イ 平成22年度の政務調査費収支報告書を見たところ、新政クラブは相模原市全域の地図一式を超えて複数の住宅地図を購入していた。

平成23年4月には相模原市が政令指定都市への移行後、初めて区ごとの市議会議員選挙が行われた。立候補者となる議員は、各選挙区の住宅地図を個別に持つことを望み、それを政務調査費で支出したと一般市民の目に映ることは否定できない。

ウ 新政クラブが「会派ごとに相模原市全域の地図一式を基準とすること」とする不文律を承知していないことはあり得ず、この件について異論を持っていることも推察されるので、監査委員からの判断を求めていると思料して今回の監査請求に至ったものである。

(2) 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 政務調査費の交付については、法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、本市においては、平成13年4月に条例を定め、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、毎年、市長から市議会における会派又は会派に所属しない議員に対し交付している。

イ 政務調査費は、条例第6条において、「別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」とされており、その使途基準については、条例施行規程第8条の別表に10項目が規定され、項目ごとに内容及び主な支出項目が定められている。

資料購入費については、使途基準では「調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」とされ、主な支出項目としては、「図書代、新聞・雑誌購読料等」と規定されている。

ウ 政務調査費の使途基準について、よりの確な運用を図るため、平成21年4月に政務調査費マニュアル<改訂版>を策定し、現在、これに沿って充當が行われている。

- エ 政務調査費の審査に当たっては、平成19年5月25日の青森地方裁判所判決において「政務調査費の用途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員活動の自主性を尊重する観点から、できる限り調査研究活動の内容に立ち入ることがないよう、領収書等の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当」とされ、また、平成21年12月17日の最高裁判所判決において「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め執行機関が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することは予定していないと解される」と示されているように、各議員活動の自主性を尊重する観点からできる限り調査研究活動の内容に立ち入ることがないよう判断している。
- オ 新政クラブから住宅地図の複数購入に当たって事前の相談が年度途中にあり、議会事務局では会派共通分(7冊1セット)以外については必要とする議員及び理由を会派内で協議するよう提案を行った。
- カ 政務調査費マニュアル<改訂版>には、住宅地図を特定した規定はないが、政務調査活動に必要な図書の類として支出を充当できるものと判断している。
- キ 議員の調査研究活動の対象は極めて広範に及ぶことから、政務調査費の充当内容及び必要性については、条例等に即した中で、議員の自主性及び自律性を尊重し、裁量に委ねることが妥当であると認識している。
- ク 請求人は、昨年度に行った住宅地図についての監査請求と監査結果を踏まえて「住宅地図について相模原全7区域1セットのみが社会通念上妥当な範囲であることを理解されたものと考えていた」と主張しているが、当該監査請求において、請求を受けた会派は「政務調査費による充当が適正なものであると認識しているが、この度の住民監査に対し、政務調査費の充当に疑念を抱かせてしまったことは本意ではなく、今回においては誤解を招いたものは充当対象から除外する」との当該会派の判断により、修正を行ったものであると承知している。
- ケ 新政クラブが平成22年度に資料購入費として支出した住宅地図については、平成22年11月10日の政務調査費経理責任者会議において、「会派によって、人数や実状が異なることを考慮し、各会派において、良識をもって購入するものとする」とした協議結果を踏まえ、議会事務局における収支

報告書の審査時には、購入目的の事実確認を行うとともに、複数購入に対する政務調査費の充当についての必要性を各会派に確認したところであり、議会事務局としては、本件は調査研究活動にかかった費用として、政務調査費が充当されたものと考えている。

コ 平成21年4月に策定した政務調査費マニュアル<改訂版>に反映されていない部分や、新たに疑義が生じた部分などを反映するため、各会派から選出されたメンバーにより、平成23年7月に検討会を設置した。

検討会は昨年中に7回開催されており、平成24年1月中に結論を出す方向で改訂作業を行っているが、住宅地図の取扱いについては平成22年11月に「特定の制限を設けずに会派の裁量に委ねるのが望ましい」と確認されたことから、改訂の対象には入っていない。

(3) 関係人の事情聴取等

事情聴取の際、関係人が説明した内容及び事情聴取後に文書により確認した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 関係人の事情聴取

(ア) 政務調査費は、調査研究に資するための経費の一部として交付されており、条例のより適正な運用を図るため、平成21年3月までに、議会内に二度にわたり検討組織を設置し、政務調査費マニュアル及び政務調査費マニュアル<改訂版>を作成するとともに、平成19年5月の交付分からは支出書にすべて領収書を添付するなど、より時代に即し、開かれた、また、適正な政務調査費の充当に努めてきたところである。

また、新政クラブとしても、十分な精査を重ね、検討を行い、従来から条例及び政務調査費マニュアル<改訂版>に沿った適正な充当をしているところである。

(イ) 本件職員措置請求は、住宅地図について「各会派に1セット配備しておけば十分である」との主張であるが、住宅地図の複数購入については、条例等に特段の定めはない。

(ウ) 平成22年度に購入した21冊の内訳は、会派控室に保管してある相模原市内全域7冊1セットと所属する議員の自宅又は調査研究活動のための事務所に保管してある14冊である。

会派控室に保管してある住宅地図は、所属する議員がいつでも調査研

究活動用に閲覧できる状態になっている。なお、会派内の申合せによりこの住宅地図については、持ち出し禁止としている。

所属する議員の自宅又は調査研究活動のための事務所に保管してある住宅地図については、新政クラブでは各議員が自宅又は事務所所在地である区域を分担して調査研究活動に当たることを基本的な会派の考え方としており、会派の議員16人に希望を取ったところ、2人については以前から使用している住宅地図がまだ使えるので不要であるということから、14人分用として購入したものである。

(エ) 住宅地図の用途は、道路や河川などの地域状況の確認、政令市移行に伴う住居表示の確認、その他市政に関わる様々な意見聴取等であり、住宅地図の利用度は増しているのが現状である。

イ 関係人への確認

上記ア(ウ)の事情聴取の際の発言内容を基に、新政クラブの議員の自宅又は事務所の所在地である区域の数と購入した住宅地図の区域別の購入冊数を確認したところ、一部相違がみられたため、平成24年2月2日に、文書による照会を平成22年度の同クラブの会長あてに行った。

その結果、南区に自宅を有する議員が緑区(相模湖)の調査研究活動のために必要があるとのことから、当該議員については居住する区以外の住宅地図1冊を購入した旨の回答が同月7日にあった。

(4) 根拠法令等

ア 法令

政務調査費は、法第100条第14項及び第15項の規定により、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に交付されるもので、同条第14項後段では、「当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」と規定している。

また、同条第15項では、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定している。

イ 条例

条例の趣旨(第1条)では、「この条例は、法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、相模原市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の

一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付することに
関し必要な事項を定める」と規定している。

政務調査費の交付対象(第2条)は、議会における会派(所属議員が1人の
場合を含む。)又は会派に所属しない議員である。

会派に対する政務調査費(第3条)は、各月1日における当該会派の所属議
員の数に月額10万円を乗じて得た額であり、会派に所属しない議員に対す
る政務調査費(第4条)の月額も同額である。

月の途中の会派結成、解散や会派の所属議員数の異動、会派に所属しない
議員の異動等に係る政務調査費の交付や返還についても規定している。

そのほか、交付の方法(第5条)、政務調査費の使途(第6条)、会派におけ
る経理責任者(第7条)、政務調査費の収支報告書の提出義務(第8条)、議長
の調査権(第9条)、交付を受けた政務調査費の残余の返還義務(第10条)、
収支報告書の保存期間(第11条)等について規定している。

そのうち、第6条では、「政務調査費を別に定める使途基準に従って使用
するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに
充ててはならない」と政務調査費の使途を限定している。

第8条第1項では、「政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び会派に
所属しない議員は、当該政務調査費に係る収支報告書に領収書等の証拠書類
その他議長が定める書類を添えて議長に提出しなければならない」と規定し、
同条第4項では、「議長は、提出された収支報告書の写しを市長に送付する
ものとする」と収支報告書の提出義務、収支報告書の写しの市長への送付等
について規定している。

第9条では、「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告
書が提出されたときは、会派及び会派に所属しない議員に対して必要な調査
をすることができる」と議長の調査権行使による適正な運用確保を図ってい
る。

第10条では、「その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、
当該会派及び会派に所属しない議員がその年度において市政の調査研究に資
するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残
余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない」と政務調査費
は精算義務があることを明記したほか、第11条では、「議長は、収支報告

書を提出期限の日(注：翌年度の4月30日)から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない」と規定している。

そのほか、「条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める」との委任規定(第12条)がある。

ウ 条例施行規程

条例施行規程の趣旨(第1条)では、「この規程は、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金等規則」という。)に規定するもののほか、条例の施行について必要な事項を定めるものとする」と規定し、このほか、会派の届出(第2条)、交付の申請(第3条)、交付の決定(第4条)、申請内容の変更(第5条)、変更決定(第6条)、交付の請求(第7条)、使途基準(第8条)、収支報告書(第9条)、会計帳簿の調製保管(第10条)について規定している。

使途基準は、第8条の別表で10項目(研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、事務費及びその他の経費)について、内容及び主な支出項目を規定しており、資料購入費については、次のように記載されている。

項目	内容	主な支出項目
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書代、新聞・雑誌購読料等

第10条第1項では、「会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、政務調査費の支出について領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿を調製しなければならない」と規定し、同条第2項では、「会計帳簿は、当該会派の代表者及び会派に所属しない議員が収支報告書の提出期限の日(注：翌年度の4月30日)から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない」と規定し、事後的な検証が可能な手立てを講じている。

エ 補助金等規則

定義(第2条)では、「補助金等」の用語の意義は、「市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、貸付金、寄附金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう」とし、交付の申請(第4条)、交付の決定(第5条)、交付の条件等(第6条)、実績報告(第11条)等について規定している。

第12条では、補助事業等について、不正の手段により補助金等の交付を

受けたとき、補助金等を他の用途に使用したとき、交付決定の内容やこれに付した条件に違反したとき等は、「補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」と交付決定の取消しについて規定し、第13条では、「補助金等の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする」と補助金等の返還について規定している。

また、第16条では、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときの立入検査等について規定している。

オ 政務調査費マニュアル<改訂版>

条例施行規程第8条で定める政務調査費の使途基準に基づき政務調査費の執行がより適正に行われるように、議員による検討会議を開催し、議会内のすべての会派(会派に所属しない議員を含む。)で共通認識が得られた事項をまとめ、政務調査費の支出に当たっての順守すべき具体的な基準を示した冊子として政務調査費マニュアルを議長決裁の上、平成19年3月に策定し、平成21年4月には政務調査費マニュアル<改訂版>を策定している。

資料購入費については、政務調査費マニュアル<改訂版>のⅡ使途基準の運用指針の5の項目別充当指針に次のように記載されている。

(4) 資料購入費

内 容	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
主な支出項目	図書代、新聞・雑誌購読料等
支出項目ごとの充当例等	<p>【新聞・雑誌購読料等】</p> <p>◇充当できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派控室又は事務所における新聞の場合にあっては、適正な購読紙数及び部数の範囲内での購読料・自宅配達の新聞の場合にあっては、日刊紙1紙目を除いた購読料(部数の上限はなし。ただし、各紙1部に限る。) <p>◆充当できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ新聞の購読料 ・調査研究に関係のない自己啓発目的の書籍や週刊誌等の購入費

参考：函館地裁（平成 17 年 8 月 22 日判決）

（英会話教材の購入に対して）議員の英会話能力の向上は、それ自体が市における施策の内容になっているわけではなく、市政との関連性は薄い。また、英会話能力の向上は私生活の分野でも活用されることが明らかであることから、政務調査費から支出することは社会常識的にみて疑問

【会派と関係のある政党等の新聞・出版物】

◇ 充当できるもの

- ・ 調査研究のため必要があつて必要最低限の部数を購入する場合の政党政治に関する出版物の購入費用

注）資料として議員数分が必要な場合は、必要部数を購入することは可。

◆ 充当できないもの

- ・ 政党等を経済的に支援する目的での大量購入費用

参考：京都地裁（平成 16 年 9 月 15 日判決）

当該会派と関係のある政党の出版物を購読することが、その政党を経済的に支援し、また、政党の方針及び意向を学習するとの側面があるとしても、そのことから直ちに、本件用途基準にいう「政党活動」に当たるとはいえない。

参考：青森地裁（平成 19 年 5 月 25 日判決）

特定政党の機関紙その他の発行紙及び書籍についても、それが議員の所属政党以外のものであつても、調査研究に資する費用であると認めるのが相当である。

(5) 監査委員の判断

本件職員措置請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下、理由を記述する。

ア 監査対象事項について

(ア) 請求人が不当と主張する事項について

請求人は、調査研究活動のために相模原市内の住宅地図が必要だとしても、各会派に1セット配備しておけば十分なので、1冊が数千円又は1万数千円もする高価な住宅地図を1セットを超える数量を購入することは、「社会通念上妥当な範囲」を超え、政務調査費の無駄遣いと言わざるを得ないとして、新政クラブが支出した平成22年度の資料購入費のうち相模原全7区域7冊1セットを超え重複して購入した14冊分の住宅地図代金及びその代金の振込手数料の合計19万55円を返還すべきであると主張している。

(イ) 本件用途基準について

政務調査費の用途基準は、条例第6条に「会派及び会派に所属しない議員は、政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定され、条例施行規程第8条では10項目の用途基準が定められ、政務調査費マニュアル<改訂版>では用途基準の運用方針等が定められている。

このことから、会派及び会派に所属しない議員は、条例、条例施行規程及び政務調査費マニュアル<改訂版>に定める用途基準(以下これらを「本件用途基準」という。)に従って政務調査費を充当することが求められているものである。

政務調査費マニュアル<改訂版>のI政務調査費の用途基準では、「会派として政務調査費の交付を受けた場合はその会派が行う調査研究活動に(中略)要する経費として充当されるべきものである。なお、会派に所属する議員が個々に行う調査研究活動であっても、会派の調査研究活動を分担して行うことが明確である場合には、これに要する経費にも政務調査費を充当することができるものとする」と基本指針に位置付けてい

る。

なお、同マニュアルのⅡ 使途基準の運用指針の5の項目別充当指針では、各使途項目についての支出項目ごとの充当例や裁判例により一定の基準が示されているが、政務調査費を住宅地図の購入に充てることについての具体的な基準は示されていない。

(ウ) 調査研究活動の解釈について

平成21年7月7日の最高裁判所判決は、調査研究活動の方法について、「「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのもので承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである」と判示している。

(エ) 監査対象事項について

本件使途基準及び上記ア(ウ)の最高裁判所判決における調査研究活動についての解釈から、会派の調査研究活動は、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのもので承認することができるものである。

また、政務調査費マニュアル<改訂版>において、自宅又は事務所にしても新聞の購読やファクシミリの使用が認められているように、調査研究活動は会派控室に場所を限ったものではなく、自宅又は会派の事務所でも行うことができることから、そのために必要な資料も当該調査研究活動の範囲内で購入できるものであると言える。

よって、本件の監査に当たっては、住宅地図21冊のすべてが調査研究活動に使われたか否か、使途制限違反があったか否かについて判断するものとする。

イ 判断基準について

平成23年3月10日の大阪地方裁判所判決では、政務調査費を充当することが許される範囲について、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性、立法行為及び執行機関に対する監視等、その広範な職務に鑑みると、政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「市政に関する調

査研究」の範囲についてはこれを限定的に解すべきではなく、議員の議会活動に反映・寄与せず、あるいは、その反映・寄与の程度が低いことが明らかでない行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これに当たるものと解するのが相当である」と判示し、また、政務調査費に係る使途の適否に関する判断基準については、「会派又は議員の行う調査研究活動との合理的な関連性及び必要性が認められない支出については、地方自治法及び本件条例の要求する使途に違反し、違法になるものと解するのが相当である」と判示している。

さらに、政務調査費の審査について、平成21年12月17日の最高裁判所判決では、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示し、政務調査費の使途制限適合性は、一般的、外形的に判断するのが相当である旨を示している。

本件の判断に当たっては、これらの判決を勘案し、新政クラブが政務調査費を充当した住宅地図の購入について、調査研究活動との合理的な関連性及び必要性を確認し、当該住宅地図の購入がその本来の使途及び目的に違反していることを推認させる一般的、外形的な事実がある場合には、当該事実に係る政務調査費の充当を不当なものとして判断することとする。

ウ 結論

関係人の事情聴取及び事情聴取後に文書により確認した内容によると、21冊の住宅地図を購入した内訳は、会派控室に保管してある相模原市内全域7冊1セットと所属する議員の自宅又は調査研究活動のための事務所に保管してある14冊である。

これらの住宅地図を購入したのは、会派控室に保管してある住宅地図7冊1セットについては所属する議員がいつでも会派控室において調査研究活動用に見ることができる状態とするためであり、所属する議員の自宅又は事務所に保管してある14冊については「各議員が自宅又は事務所の所在地である区域を分担して調査研究活動に当たること」を基本的な会派の考え方として会派

の議員 16 人に購入の希望の有無を確認し、14 人分 14 冊を購入したものである。なお、南区に自宅を有する議員が緑区(相模湖)の調査研究活動のために必要があるとのことから、当該議員については居住する区以外の住宅地図 1 冊を購入している。

住宅地図の用途は、道路や河川などの地域状況の確認、政令指定都市移行に伴う住居表示の確認、その他市政に関わる様々な意見聴取等における資料である。

上記の内容からは、新政クラブが住宅地図 21 冊の購入に対し政務調査費を充当したことについて、調査研究活動としての使用目的(合理的な関連性)及び住宅地図 21 冊が必要であった理由(必要性)のいずれにおいてもその本来の用途及び目的に違反していることを推認させる一般的、外形的な事実を認めることはできないと思料されることから、当該住宅地図に係る政務調査費の充当は用途制限に違反するものではないと判断するのが相当である。

なお、住宅地図は、一般的に様々な用途に使えるものであるが、同様の論理は、前述の大阪地方裁判所判決でも、「議員の議会活動への反映・寄与が間接的なものであっても、政務調査費の使用が許されることからすれば、(中略)他の用途にも利用可能であることをもって、本来の用途及び目的に違反していることを推認させる一般的、外形的な事実には当たらないというべきである」と判示されている。

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、本件職員措置請求を棄却するものである。

政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動をはじめ、議員の調査研究活動に必要なものであり、用途制限適合性を審査する側も一般的、外形的な審査にとどめるべきものとされているが、「調査研究活動以外のものにも使われているのではないか」との疑念を抱かれやすい性質の経費であるとも言える。市議会においては、そのことを念頭に置き、政務調査費のより具体的な使い方の基準を示すなど、市民への説明をこれまで以上に果たすことを期待するものである。